毎週　火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行）　発行人　大　分　県　編集　いづみ印刷株式会社　（定価　一箇年　三万八千八百八十円）

大分県報

令和八年
号外（六六）
九月三十日
（水曜日）

目　次

規　則
大分県会計規則の一部改正……一

○規　則

大分県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月三十日

大分県知事　佐　藤　樹　一　郎

大分県規則第五十四号

大分県会計規則の一部を改正する規則

大分県会計規則（昭和四十九年大分県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の二の次に次の一条を加える。

（特定歳入等の収納）

第三十六条の三　法第二百四十三条の二の七第二項に規定する特定歳入等は、知事が別に定める。

第六十二条中「の各号」を削り、同条第四号中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

第百二十一条中「交付し、収納済通知票等を速やかに会計管理者に送付しなければ」を「交付しなければ」に改め、ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2　指定金融機関等は、前項の現金の納付を受けたときは、収納済通知票等を速やかに会計管理者に送付しなければならない。ただし、法第二百四十三条の二の七第二項に規定する特定歳入等の納付を受けたときは、この限りでない。

別表第五の二の部の十二の項中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

第九号様式を次のように改める。

第9号様式（第30条関係）

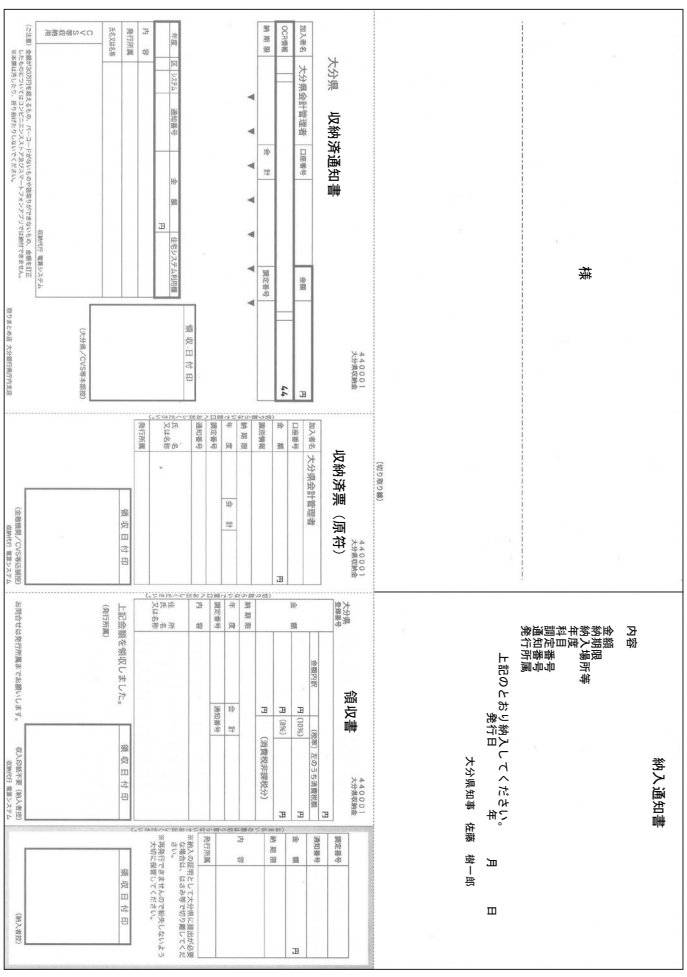

第十八号様式の二を次のように改める。

第18号様式の2（第38条関係）

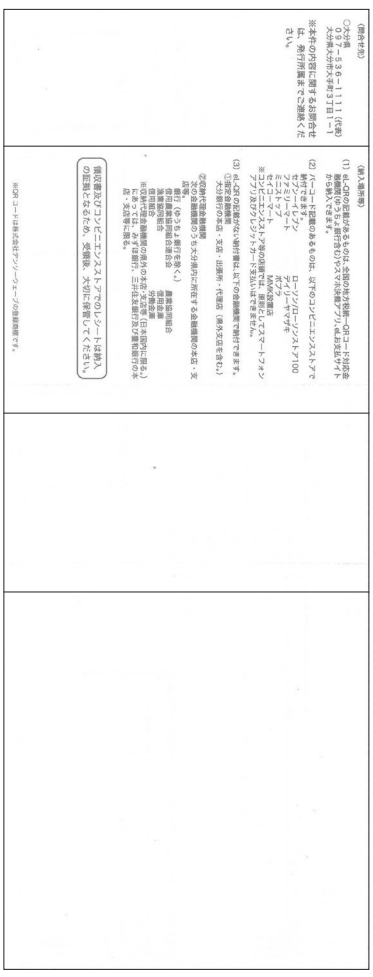

様

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和八年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行前にこの規則による改正前の大分県会計規則（以下「旧規則」という。）第九号様式の納入通知書の通知を受け、又は旧規則第十八号様式の二の納付書の発行を受けた者は、なお従前の例により納付を行うことができる。